

専決処分した事件の報告について

江戸川区新左近川マリーナの不法係留者に対し、不法係留に係る損害金の支払を求めた事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり訴えの提起の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十六年二月十七日

江戸川区長 多田正見

別紙

一 事件概要

本件は、江戸川区が、江戸川区新左近川マリーナ（以下「本件施設」という。）の使用許可を受けず不法に係留している者に対し、本件施設の不法係留に係る損害金の支払を求めた事件である。

二 訴えの内容

(一) 訴えの提起日 平成二十五年十二月二十五日（専決処分日 平成二十五年十二月二十五日）

(二) 当事者 原告 江戸川区

被告 足立区民

(三) 訴訟物の価額 六十三万二千七百三十円